

国際航海に従事しない船舶又は 総トン数 500 トン未満の船舶の 安全管理システム規則

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 5 月 20 日 規則 第 47 号

2010 年 5 月 20 日 理事会 承認

2010 年 5 月 20 日 国土交通大臣 認可

2010 年 5 月 20 日 規則第 47 号

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム規則の一部を改正する規則

「国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム規則」の一部を次のように改正する。

2 章 安全管理システムの登録

2.3 認定書

2.3.2 を次のように改める。

2.3.2 適合認定書及び船舶安全管理認定書

-1. 適合認定書及び船舶安全管理認定書の有効期間は、**3.3.1** に規定する初回審査終了の日又は **3.3.3** に規定する更新審査終了の日から 5 年とする。

-2. 前-1.の規定にかかわらず、更新審査が適合認定書又は船舶安全管理認定書の有効期間の満了する日の 3 箇月前から当該期間が満了する日までの間に終了した場合、新たに発行される認定書の有効期間は、旧認定書の有効期間が満了する日の翌日から起算して 5 年を経過する日までとする。

-3. 前-1.の規定にかかわらず、更新審査が船舶安全管理認定書の有効期間満了日以後に終了した場合、新たに発行される船舶安全管理認定書の有効期間は、旧証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して 5 年を経過する日までとする。

-4. 船舶安全管理認定書の有効期間が満了する日にその船舶が審査を受ける予定の港にいない場合、当該船舶がその港まで航行することを認めることだけを目的として船舶安全管理認定書の有効期間を次の(1)又は(2)に定める範囲で延長することがある。ただし、この延長は、そうすることが合理的でかつ適正であると認められた場合に限る。船舶が審査を受ける予定の港に到着した後は、当該船舶が新船舶安全管理認定書を所持しないでその港を離れることは認められない。なお、更新審査が終了した場合、新たに発行される船舶安全管理認定書の有効期間は、延長が認められる前の旧証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して 5 年を経過する日までとする。

(1) 国際航海に従事する船舶にあつては 3 箇月以内

(2) 国際航海に従事しない船舶にあつては 1 箇月以内

-5. 更新審査が船舶安全管理認定書の有効期間内に終了した場合で、かつ認定書の満了日までに新認定書を発行できない場合、5 箇月を超えない範囲で、認定書の有効期間の延期することがある。

6 章 雑則

書式例 3 を次のように改める。

書式例 3



番号 第 _____ 号

船舶安全管理認定書

この認定書は、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第2章2.3.1項の規定に基づき発行する。

船名

Name of ship: _____

船舶番号又は信号符号: _____

船籍港: _____

船舶の種類: _____

総トン数: _____

IMO 番号: _____

会社の名称及び住所: _____

英文会社名称及び住所: _____

この認定書は、会社の適合認定書に掲げる船舶の種類につき適切であることを確認したのち、本船の安全管理システムが「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第5章5.1項「船舶の初回審査」又は5.3.1項「船舶の更新審査」の規定に基づく審査に合格し、認定を受けたことを証明する。

この船舶安全管理認定書は、
中間審査と適合認定書の有効性を条件として、 _____ まで効力を有する。

この認定書発行の根拠となった審査の完了日: _____

_____ において発行した。

発行の日 _____

日本海事協会

番号 第 _____ 号

中間審査に係る裏書

本船の安全管理システムが、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第5章5.3.2項の規定に基づき行われる中間審査に合格したことを証明する。

中間審査

場 所 _____

日 _____

署名: _____

日本海事協会 審査員

更新審査が完了し、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第2章2.3.2-5項の規定を適用する場合における裏書

この船舶は、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」の関係規定に適合している。よって、この認定書は第2章2.3.2-5項の規定に従って 年 月 日まで効力を有するものとする。

場 所 _____

日 _____

署名: _____

日本海事協会 審査員

審査港に到着するまでの猶予期間について、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第2章2.3.2-4項の規定を適用する場合における認定書の有効期限を延長するための裏書き

この認定書は「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第2章2.3.2-4項の規定に従って、 年 月 日まで効力を有するものとする。

場 所 _____

日 _____

署名: _____

日本海事協会 審査員

附 則

1. この規則は、2010 年 7 月 1 日から施行する。